

2022年7月

令和4年7月14日から大雨による災害により被害を受けられました皆さまへ

常口セーフティ少額短期保険株式会社

このたびの令和4年7月14日から大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様からお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてご対応させていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

お客様のお申し出により、一定期間の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

2. 保険金の迅速なお支払いの特別措置

お客様のお申し出により、保険金請求に必要な書類の一部を省略することにより、簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は、下記のダイヤルまでお問合せください。

0120-889-212 (フリーダイヤル 土日祝を除く 午前9時～午後5時00分)

011-271-8816 (土日祝を除く 午前9時～午後5時00分)

災害救助法適用地域と法適用日

適用都道府県	適用市町村	法適用日
宮城県	大崎市 (おおさきし)  宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)	2022年7月15日

以上